

会報

第94号

国立大学協会

昭和56年11月

(第31卷第4号 通卷第94号)

会報

第94号

11
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

| | | | |
|----------------|----------------------|-------|----|
| 国大協の中の私 | 第6常置委員会委員長 群馬大学 長 | 畑 敏雄 | 3 |
| 〈窓〉小さな政府・大きな悲観 | 名古屋大学経済学部教授 | 城島 国弘 | 24 |
| 実験室の壁を突き抜けて | 北海道大学文学部教授 | 相場 覚 | 28 |

事業報告

●諸会議事要録（7月～9月）

| | |
|---------------|---|
| 第1常置委員会（9.10） | 9 |
|---------------|---|

放送大学について
放送大学に関する問題の今後の取扱いについて
報告事項

| | |
|--------------------|----|
| 入試教科目改訂専門委員会（7.20） | 14 |
|--------------------|----|

入試教科目の改訂について

| | |
|---------------|----|
| 第6常置委員会（9.25） | 17 |
|---------------|----|

第6次定員削減（特に教官・看護婦等）について
昭和57年度概算要求事項について
前回以後の経過報告について
人事院における公務員給与の見直しの問題について
授業料問題について
その他

| | |
|----------------------------|----|
| ●諸 会 合（昭和56年7月～9月末までの開催会議） | 23 |
|----------------------------|----|

資 料

| | |
|-----------------------|----|
| 臨時行政調査会「第一次答申」に関する要望書 | 25 |
|-----------------------|----|

そ の 他

| | |
|--------|----|
| 学長等の異動 | 29 |
|--------|----|

| | |
|------|----|
| 寄贈図書 | 30 |
|------|----|

国大協の中の私

第6常置委員会委員長 畑 敏雄
群馬大学 学長

この12月15日をもって、6年間の任期を終って学長を退任することになる。記念に何かを書いておけという編集部の命令にしたがって、気楽なひとりがたりで責をふさごうと思う。もともと楽天的な性質のためか、学長6年そして国大協6年は、苦勞というよりは楽しい思い出の方が多かった。

*

第6常置のこと

国大協では第6常置委員会に属して、最近はその委員長などというものをさせられて、てん手古舞いをしているのはご承知のとおりである。この委員会に属したはじめの頃から、ひとこと言葉が多いせいか、学費問題の小委員長をおしつけられた。第6常置には、大学財政、給与問題、定員問題、学費問題という4つの小委員会があるが、はじめの3つの小委員長は常置委員長の兼任なのに、学費問題だけどうして私に押しつけられたのか、今にしてみれば不可解である。おかげでそれ以来毎年のように、学費（授業料又は検定料・入学金など）の値上げのたびに、何かを言わなければならない立場におかれてしまった。

どの委員会のどの問題も全学長の関心事であるには違いないが、とりわけこと学費に関しては、学長先生がたの熱い眸が私ひとりに注がれているような気がして（しょってるかな）、實際荷が重かった。昭和52年の値上げのときに作った資料と要望書は、学長先生がたが学生団体と対応するとき、「国大協はこういう理由でこんなふうに学費値上げに反対して頑張っているんだ」というように活用されたようで、多くの方から激励と感謝の言葉をいただいた。そんなときはやはり苦勞の甲斐があったようでうれしくなるものである。

しかし悲しいことに、法律学者でも政治学者でも経済学者でも、そして教育学

者でもない私には、学費の問題を学問的裏付けをもって、かくあるべきだということになかなか言えない。そんな裏付けがほしくて、53年に第6常置が催した学費問題シンポジウムでは、4人の講師たちがすべて、受益者負担の立場から、また国の投資効率の観点から、むしろ値上げやむなしと主張されたのには困った。もっともたまたまそういう考え方の学者を（そうとも知らずに）お招きしたからではあるが、それほどこの問題は理論的裏付けが困難であるという印象を拭うことができなかった。

高等教育の学費はできるだけ低れんであることが望ましいこと、むしろ無償であるべきだというのは世界人権規約の掲げているところであって（日本政府はこの部分だけ留保して批准した）、これは国民の権利の問題であり、したがって高度に政治的な問題である。政府も主として財政の立場から学費の値上げをもちだしてくるのであって、理くつも何もあったものではない。国立大学と同じような役割を果し、全学生の80%を受持っている私立大学があるので、問題は簡単ではないが、しかしあくまで高等教育の機会均等という国民の権利の問題として奮闘しなければならない。

第6常置は学費問題のほかに、大学財政、定員問題、教職員の待遇改善（とくに助手と技術専門職員の待遇改善）、非常勤職員問題などという、大学にとって生命ともいえる人と金の問題を扱う委員会である。ふだんでも大へんなのに、ゼロシーリングと第2臨調の年にぶつかって、地震と火事がいちどにやってきたような騒ぎである。学年進行に伴う定員確保や附属病院の創設もあやしいという噂が出たとき、理事会にもはかる暇がなく、香月会長代理の判断で、行政管理庁に定員確保の要望と陳情に行ったこともあった。教官・看護婦の定員削減には、「これに応じがたいことを強く表明する」という強い調子の要望書を作り（これは総会決定）、臨調の正式答申後にも同じ趣旨の要望をもって（これはまだ理事会の承認を得ていない）、香月副会長とともに文部、大蔵、行管を歩いた。もっとさかのぼれば、今年の4月議員立法で大学・学部の新增設を停止するという法案が出されようとしたときも、理事会等の機関決定を経ずに要望書を作成したこ



とがある。このような一見機関無視のやり方も、国大協会員の皆さんからは多分許していただけることと思う。それほど緊急な問題ばかりであったのである。

第2臨調の第1次答申にもられている内容、そして今後出されるであろう第2次、第3次の答申の内容は、第6常置にかかわる問題だけではない。たとえ第6常置にいちばん関係が深いとしても、国立大学が力をあわせなければ、この困難を乗り切るとはきわめて困難である。副会長の沢田京大総長が臨調参与として孤軍奮闘しておられるが、先生を助けるためにも、国大協のなかに機動的な第2臨調対策特別委員会(仮称)のようなものを設ける必要があると、私は思っている。

*

学長訪中団のこと

第1回国立大学学長訪中団の団長として、中国再訪の機会をもつことができたのも、楽しい思い出の一つだった。中国教育部が日本に留学生をたくさん送り出していて、その大部分を国立大学がお世話しているという事情のためか、この学長訪中団は各地で熱烈な歓迎を受けた。このことについては訪中団がまとめた報告書に詳しく書かれているが、それに載らなかった内輪話もたくさんある。

たとえば北京到着当日の夕方の故宮見学で、九嶋秋田大学長(当時、以下同じ)が早速迷子になり、ホテル(北京飯店)まで歩いて帰った話、川名秘書がやはり北京で高熱を出し深瀬島根医科大学長の名診断で2日で回復した話、井上宮崎大、

学長が朝の北京市内散歩中日本人遺児に声をかけられて親探しを頼まれた話、杭州は西湖あたりから美人が目につきだして、中国美人カメラコンテストを始めた話、などなどである。報告書に載っている石塚宗匠の俳句に、「山あいにちらりと見えし裾紅葉(合作)」というのがあるが、これは万里の長城見学の折、バスが長城に近づくにつれて山裾にひろがる黄櫨の紅葉が美しく、みんなでワイワイと句作に熱中し、宗匠がとりまとめたものだ。「ちらりと見えし裾紅葉」がエロチックでなかなかよらしいということで句集に採用された。

報告書にも書いたことだが、団員の多くは、中国の高等教育事情の視察という共通目的のほかに、独自の目的や関心をもっていた。たとえば竹山広島大学長は、その前年訪中した広島大学教授団の丸山益輝団長（工学部教授、教育研究センター長）が南京大学で急病死した際、世話になった各方面にお礼に行くことを一つの旅行目的にしていたし、深瀬島根医科大学長は高血圧・脳卒中動物の入手を希望する中国側の動物舎の整備状況を視察し、必要な勧告を行うという用務をもっていた。また井上宮崎大学長は彼の著書を教科書として使っている某教授に会うこと、九嶋秋田大学長は高等学校の同窓の山本市朗氏（岩波新書「北京三十五年上・下」の著者）に会うこと、秋田茨城大学長は少年時代を過ごした上海の旧居や思い出の場所を訪問すること、などという希望をもっていた。私は北京で化学研究所を訪問して旧知の銭人元副所長に会い、時間が許せば講演をすること、またかねて私の訪中を希望していた接着剤関係者に会うことを希望していた。

これらの個人的希望が中国教育部のあっせんによってすべて実現したのである。この点も教育部に深く感謝するところであるが、私自身の例でいえば、その希望が実現できるのかどうか、それが何時なのか、ほとんどその当日になるまで知らされることがなくて、正直のところいささか不安であった。今後のこともあるので、訪中団としての共同行動と個人的目的との調和ということで私見をいえば、個人目的についてはあらかじめその相手方と連絡をとっておくことは必要だが、出発前に団長がそれを承知していて(共同行動に大きな支障がないかぎり)、出来れば出発前に、遅くも到着後直ちに行われる招へい先（われわれの場合中国

教育部)との日程打合せに、そのことを申し出ておくことがよい。訪中団の日程は招へい先が完全に掌握していて、それを団員が個人的に、または中国内の他の組織や個人が勝手に変更することは大へんむつかしい。

私もそのことで叱られそうになったことがあるので、ここで告白する。というのは、北京に着いて4日目の10月6日の朝が中国科学院訪問にあてられていて、そのあと私だけ化学研究所に案内するという。このことを聞いたのは前夜だったろうか、当日の朝だったろうか。ともあれよろこんで、講演の準備をして出かけたのだが、科学院で嚴濟慈副院長との話がはずんで、予定の30分が1時間以上になり、化学研究所に着いて錢副所長と久瀾を叙しているうちに11時すぎになり、これから通訳つきで講演をするには時間が短かすぎることから、その日の午後の人民公社見学を割愛して私だけあらためて化学研究所に出直すことにしたものである。そのことをホテルに帰って王行虎氏(教育部)に話したら、王さんは烈火のごとくいきどおって、「それは化学研究所が望んだことですか、畑先生のご希望ですか。先生のご希望ならやむをえませんが……」とつめよられたのには参った。いずこも同じ役所には縄張りがあって、教育部のたてたスケジュールを科学院所属の化学研究所がこわしたことに腹を立てているようで(これは日本的ひがめか)、そここのところは「私の希望です」ということにして勤べんしてもらったのだが、考えてみれば団長である私がこんな勝手な行動をしたのは、団の皆さんにも迷惑をかけたことになり、今思えば誠に申訳のないことをした。

そんなこともあったけれど、紳士ぞろいの団の皆さんからはあまりとがめだてもされず、不満も聞かず、あべこべに最後にはご苦労だったとねぎらいの言葉をいただいたのは恐縮であった。この足かけ12日間の旅行は大へん楽しいことが多くて、誰いうとなく牡丹会などという名の同窓会を作り、近く群馬県伊香保で第3回のそれを開くことになっている。この会には中国でお世話になった曲則生氏(いま大阪総領事館の教育担当領事)も出席することになっていて、また思い出話に花を咲かせることになるだろう。

事業報告

諸会議議事要録

日時 昭和56年9月10日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

黒田, 長谷, 山本, 井上, 川上, 館, 吉利,
川崎, 山村, 山田(一), 大藤, 岡, 福見, 石神
各委員

遠藤, 高田, 望月各専門委員

(文部省) 島田高等教育計画課長, 大谷企画官
外1名

(放送教育開発センター) 有地事務部長

第1常置委員会

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに委員に就任された黒田委員(旭川医科大学長)の紹介があり、ついで次のように挨拶があった。

本日の議題はご案内のとおり主として放送大学に関する問題であるが、この放送大学については、その機構ならびに内容等について、当委員会としてはこれまで数回にわたって文部省からの説明を伺った。しかし、具体的なことになると、まだ十分に理解ができるというまでには至っていない。

そこで、本日は文部省から島田高等教育計画課長, 大谷企画官, それに放送教育開発センターより有地事務部長も出席して頂いて、その後の経過, 具体的な計画案, それと序に構想のアウトラインについても説明を伺い、その上でご協議を願いたいと思う。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

【議事】

1. 放送大学について

まず大谷企画官より詳細な説明が行われた。

その要点は次のとおりである。

(1) その後の経過について

放送大学学園の設置については、今国会(第94通常国会)でその法案が成立し、7月1日より放送大学の母体となる特殊法人放送大学学園が発足した。そして9月1日には理事会の諮問機関である放送大学学園運営審議会の委員の発令があった。

このように当学園の質的な段取りは徐々にあるが整備されつつあるという段階である。

なお、当面のスケジュールとして現在進行している主なる事項は次の3点である。

①大学の設置認可について

これについては、56年10月に文部省へ設置認可の申請を行い、大学設置審議会の審議を経て58年3月頃には認可され、同年4月に大学設置となる予定である。そして開学(学生受入れ)

は60年4月を予定している。大学設置の58年度から教員の採用が始まり、それらの教員によって教科書の編集が行われる。ところで、放送大学における授業はいわゆる生放送をもって行うのではなく、すべてを予めビデオテープに録画しておいて放送授業をしようという計画であるので、開学に先立ち教材を作成して準備しておくという必要がある。また、これに必要なスタジオの設備については、56年度から建設に取り掛ける放送教育開発センターのスタジオを使用するという計画である。

次に、放送大学に関して現在進めている作業は、教育課程検討委員会というものを学園のなかに設け放送教育についての検討を進めること、これと併行して放送大学学園の設置に伴う第2回目の需要予測調査を行うことなどである。また、一方では放送大学が全く新しい構想であるから新しい教育基準の制定の必要があり、そのために既存の大学も含めて従来省令になっていなかった通信教育基準の制定という作業も進められている。

以上が大学設置認可の一連の状況である。

②放送大学の施設整備について

これについては、57年度の概算要求の中味に管理棟の一部の建設計画予定を入れ、大蔵省へ提出している。

なお、施設整備の具体的な計画予定は次のようである。

○管理棟（事務棟）の建設

これについては57年度に6割、58年度に4割という建設予定である。

○その他の施設（放送研究資料棟および図書棟等）の建設

これについては59年度あたりに予定しているが、現在のところ予算の面ではまだその姿

は現われていない。

○学習センターの建設

これについては、59年度あたりに予定しているが、現在のところ予算の面ではまだその姿は現われていない。

③放送局の認可について

放送大学の設置と並行して放送局設置のことがある。

放送局を開局する場合には、郵政大臣の免許を受けなければならない。そこで、それに関連して学園内に放送システム検討委員会（仮称）を設けて、どのようなシステムで放送を行っていくかということを検討し、それらを踏まえて免許の申請をし、58年度に予備免許、59年度には本免許が得られるように、今後の作業を進めていく予定である。

このような状況で、一応第1期計画は60年度から63年度を目処に終るという計画である。

ところで、64年度以降1期後の計画であるが、これについては67年頃をピークとする18歳人口増等の問題とも絡んでどのようになるかという今後の検討課題はあるが、これらについては、まだその具体的な成案は目下のところ得られていない。それからもう一つの問題として、58年度と63年度に放送衛星の打上げが行われ、放送網を拡大していくという計画があるが、放送衛星を放送大学学園の放送教育に役立たせるかどうかは、まだはっきり決っていない。しかし、一応72年頃までに全国ネットを完成したいというような努力目標はあるようである。

以上がその後の経過の概要である。

(2) 放送大学学園の概要について

これについては配付資料「放送大学」を基に、60年度の開学以降63年度に至る第1期計画の構想について、その要点について説明があった。

(3) 放送大学と既存の国・公・私立大学との 関わりについて

①学習センターの面接授業について

学習センターにおいては学生の面接授業（スクーリング）が行われる。ここには専任の教官を若干名配置するが、講義の多くは非常勤講師に委嘱して行うということになる。その非常勤講師の数は目下不明であるが、一つの学習センターに30名程度を予定している。そして、この非常勤講師の委嘱については、第1期計画で言えば、関係ある県に所在する既存の大学の協力を得なければならないと思っている。

②大学の本部について

放送大学の本部は、千葉県の大塚に設置し、ここに相当数の専任教官を配置して実際の放送教育に当たる。そのほか客員教授、非常勤講師も配置する。なお、非常勤講師について言えば、その主たる作業内容は、学習センターにおける授業のほか、学生に対するカウンセリング、ガイダンス、試験答案の採点、レポートの添削というような作業ではなからうかと考えている。

③学習センターの土地建物について

学習センターの設置場所については、既存の大学用地を借用するという計画である。そして、これについては当該大学と個別に協議を進めていくことを考えている。また、学習センターの建物については、放送大学学園独自の建物を建設する計画であって、既存の大学の建物は借用しないということを建前にしている。しかし、場合によっては臨時的に一部借用する場合もあるかもしれないが、その場合は大学と協議の上借用するということになる。なお、一つの学習センターの規模は、2,500m²の計画である。

④図書館について

放送大学学園も大学として認可を受けるわけであるから、当然設置基準に見合う図書館の設置に努力している。

⑤体育実技について

体育実技については、例えば既存の大学の公開講座あるいは地域で行う体育実技にふさわしい行事等があれば、それに定員の許す限り積極的に参加させてもらうことを考えている。

おおむね以上のようなことが大学側に具体的に協力してもらう側面であろうと考えている。

以上で文部省側の説明を終わり、ついで、有地放送教育開発センター事務部長より放送教育開発センターと放送大学学園との関連について資料「放送教育開発センター要覧」「テレビ、ラジオ大学講座案内」および「建設予定地図」を基に概略の説明があった。

以上をもって放送大学学園に関連する説明を終了し、これに関して次のような質疑が行われた。

- 放送利用の大学公開講座と放送教育開発センターとの関わりはどのようになっているのだろうか。
- 現在行っている放送利用による大学の公開講座というのは、放送教育開発センターが地方の大学の協力を得て行っているものであって、このためには当該大学（東北大、金沢大、大阪大、広島大、熊本大）へ放送教育開発センターが委託費を支払い、そのなかで番組制作費その他放送のために要する費用すべてを賄ってもらっているというかたちのものである。そこで今後の問題であるが、放送大学学園が60年度より開学するとしても、直ちに全国ネットによる放送教育を開始するとい

うわけではないので、この大学の公開講座は当分このままの状態に継続していくものと考ええる。

- 放送大学学園の専任教員数についてであるが、これはどのくらいの人数になるのだろうか。
- 専任教員数については、本部に45名、学習センターに30名（1カ所当り5名、第1期計画では6カ所）合せて75名が予定されている。
- 学習センターは学習だけを行い、本部は研究だけを行うのか。
- 本部では研究のほか、講義をしてこれをテープに収める仕事がある。
- 放送大学の専任教員には教授、助教授、助手等の種別があるのか。
- その種別はある。
- 放送大学学園における放送については、新しいチャンネルを設けて行われるのか。
- 放送大学学園は60年度から放送局を設けて放送教育を行うことにしている。従って放送大学学園は大学の設置者自体であると同時に放送局の経営者でもあるという二重の性格をもっているものである。
- 放送大学の具体的内容については、まだはっきりしない点があるので、ここでは放送にウエイトを置く放送大学が既存大学とどう違うか、その関連を明らかにすればよいのではないか。
- 放送大学学園の規模についてであるが、学生数はどのくらいであろうか。
- 学生数であるが、63年の完成時の在学者総数は30,000人である。そこで、これを6カ所の学習センターに分けると、一つの学習センターには、5,000人見当となる。しかし、こ

れが全部スクーリングに来るとは思われな
い。全科履修生は先ず全部来るであろうが、
科目・選科履修生は若干減るものと見込ん
で、結論的には4,000名くらいの学生を一つ
の学習センターが引受けることになるだろう
と考えている。

そして、この4,000名の学生が週に1回く
らい入れ替り学習センターに出てきてスクー
リングを受けることになるので、毎日700名
程度の学生が来るという勘定になる。

- 図書館についてであるが、学習センターの2,500m²の面積の中に図書館ができるのであ
らうか。
- 学習センターには、図書館とまではいかな
いが学生の学習に必要なある程度の図書は揃
えることになるし、読書室も設けられる予定
である。それで間に合わない場合には、既存
大学の図書を閲覧させて貰うようなこととな
らう。
- 体育実技についてであるが、現在大学で行
っている公開講座では体育実技にふさわしい
ものはあまりないのではないかと思う。その
ような場合は、どのように考えているのであ
らうか。
- 地方において教育委員会が定期的に行っ
ている社会体育のようなものとか、あるいは
市・町・村等が行う適切な体育行事といった
ものまでを含む範囲のなかで、体育実技にふ
さわしいものであればそれを利用したいと考
えている。
- それで放送大学の学生を捌き切れるであ
らうか。別の窓口をつくる必要があるのでは
ないか。
- その辺は教育委員会とも相談して対処した
い。

- 理科系の科目の実験などはどのように取扱うのか。
- 学習センターのスクーリングで行うことになる。
- 放送大学学園のなかに運営審議会と評議会が設けられているが、この2つの組織の役割はどのようなものか。
- 運営審議会というのは特殊法人である放送大学学園の運営審議事項を諮る機関であり、評議会は放送大学学園の大学としての事項を諮る機関である。
- そのほか教授会というものは設けられるのであろうか。
- 教授会は設けられる。しかし、これは評議会と観点を変えた審議機関となるものであろう。なお、この教授会の権限は、放送大学学園は特殊法人組織であるので教特法の対象となるものではない。
- 放送大学と既存大学との単位互換の問題であるが、他大学の学生が放送大学学園の行う授業を受講して単位を取得することは分かるのであるが、放送大学学園の学生が他大学に行って単位を取得するというには問題があるのではなかろうか。
- 放送大学学園と他大学との単位互換の問題は、該当する相互の大学間の個別的な協議のもとで行われるものであると考えている。
- 生涯教育の問題については、中教審からの答申も出され、文部省の方でも力を入れている。そこで、特に地方の大学の場合、この問題は積極的に進めていくべき問題であると思う。ところが、各大学でこの問題についての取り組みがある程度表面化し動き出したところへ、一方では放送大学学園が発足し授業を開始するというになると、両者の

間に競合が生ずるおそれがあるので、その調整を図る必要があるのではないかと。

- この問題については、放送大学学園と一般大学との間で、かなりの競合関係の問題は起こりうると思うが、その点については、これからの問題でもあり、今後の課題として検討されることになろう。

おむね以上のような質疑があり、放送大学学園についての意見の交換を終わった。(文部省側退席)

2. 放送大学に関する問題の今後の取扱いについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

放送大学の問題については、当委員会としてこれまでに文部省からの説明を数回にわたって伺い意見の交換も行ってきたが、放送大学についての具体的な面になるとまだはっきりしない点があるため、十分に議論をするというところまでには至っていない。そこで、このような状態を繰り返していても議論が進展しないと思うので、小委員会を設けて既存の大学と放送大学との関わりの問題を中心に、もっと問題点を絞る必要があると思う。なお、小委員会の構成メンバーについては、放送大学の問題に当面関わりを持っている大学の学長委員と専門委員の全員ということにしてはいかがであろうか。

以上のような委員長の提言について協議した結果、これを了承した。

なお、当委員会の今後の審議事項に関連し、過般審議した「学部改組に伴う事務組織の問題」をその後の状況を踏まえて再検討してはどうかとの提議があり、これに関し種々意見交換が行われた。また、今後取り上げる問題として、

大学が現実に困窮している諸問題を提起して論議することにしてはどうかとの提言があった。

3. 報告事項

委員長より次の要望書が提出されている旨報告があった。

○国立大学院大学農学関係学部長協議会提出の

要望書(要望事項：①専任講師の定数増(助手振替)について、②大学院講座の講座費の増額について、③大学院学生に関する事項について、④基準面積内で確保困難な教育研究施設の充実について、⑤事務長の処遇改善について。)

以上をもって本日の会議を終了した。

次回 11月10日(火) 13:30~16:00

入試教科目改訂専門委員会

日時 昭和56年7月20日(月) 14:00~16:30

場所 東京工業大学80周年記念会議室

出席者 齋藤委員長

猪, 喜多, 帷子, 高野, 中谷, 末松, 堀部,
奥田, 丸井, 松井, 片山, 吉村各委員
(大学入試センター) 明石事業部長

齋藤委員長主宰のもとに開会。

【議 事】

◎入試教科目の改訂について

初めに委員長より、新たに委員に委嘱した猪新潟大学長の紹介があり、ついで本日の議題に関し次のように述べられた。

本日は、来る11月総会に提出する「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方についての中間報告」の基礎となる試案についての説明のため過般各地区で開催された地区連絡協議会の協議の模様について、これに出席されたそれぞれの地区の担当委員より報告をしていただき、それをもとに意見交換を行いたい。なお、先般各大学に通知した「共通第1次学力試験の成績の利用について」(いわゆる傾斜配点)についての各大学の反応についても併せてご報告願いたい。

ついで、各地区連絡協議会の模様について、各委員より概ね次のような報告があった。

○ 関東甲信越地区では、ある大学で特定の学部が来年度からの入学者選抜の入試教科目にかなり大胆な傾斜配点方式を採用するということである。その内容というのは、①共通1次試験の総得点が全国平均程度とする(これを下回る場合は足切り)、②但し共通1次試験の各教科・科目の得点が各配点の20%を下回らないこと、③2次試験と共通1次試験の特定の教科(理科と外国語)の総合成績の3点を総合して合否判定を行う、というものである。

○ その傾斜配点方式は、特定の教科以外を事実上無視することになる点および足切りが強化される点(従来、足切りはできる限り避け、やむを得ない場合には定員の3倍程度を目安とするとするガイドラインがある)で若干問題があると思われる。また、今後同様の問題が他大学に波及する恐れもあるのではなかろうか。

○ 近畿地区では、入試教科目改訂の問題について、「昭和60年度以降の共通第1次学力試

験のあり方について」および「アンケート調査」の内容説明をもとに協議を行ったが、内容に関しては特に異論は出なかった。ただ、

「英語」の出題にヒアリングを加えられないか検討してほしい旨の希望や、選択解答方式を取り入れた「数学」および「社会」については、受験生がその解答の記入に混乱を起ささないような配慮が必要ではないかという意見などがあつた。これについては、そのいずれについても、既に入試センターの試験教科目等調査研究委員会で検討が始められている旨説明した。なお、数学について、この「あり方」についての解説では理解しにくいとの意見があつた。

このほか、傾斜配点についても若干意見交換を行ったが、共通1次試験ではどの教科・科目も0評価とすることはできないということであるなら、国大協として何らかのガイドラインを示す必要があるのではないかという意見があつたが、一方、その必要はないという意見もでていた。

- 中国四国地区では、入試教科目改訂の問題について、主に「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」の趣旨説明を踏まえて意交換を行ったが、内容説明に対して特に意見はなかつた。

それから、共通1次試験の地区割りの問題について、従来提起のあつた島根県の岩見地区を山口県側に移すことについて協議が行われたが、これについては、先に第2常置委員会から示された「地区割り変更に関するガイドライン」等を踏まえ今回は現行どおりとすることとした。

- 九州地区では、アンケートで設問している入試教科目改訂の問題について、試験形式に

ついて、共通1次試験実施上の諸問題について、の3つの項目を議題として協議を行った。

入試教科目改訂の問題については、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」の内容を説明しそれをもとに協議を行ったが、各大学とも学内の論議がまだ緒についたところであり、これに対する意見は総じて少なかつた。なお、この入試改訂問題検討のための各大学の検討組織は概ね整備されているようである。

また、傾斜配点の問題については、その趣旨については異論はなかつたが、学内の論議が尽されていないせいか、今回(57年度)実施を見送つたところもあるようである。

- 中部地区では、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」をもとにした入試教科目改訂の問題と、地域割りの問題を主に協議を行った。前者については、大筋において疑義はなかつたが、ただ、理科について、理科Iが独立した形で設けられる関係上、共通1次試験の選択科目(物理・化学・生物・地学)と2次試験の出題内容とが重複の恐れがあるのではないか、理科IIと他の科目との配点の調整をどうするか、受験生の科目選択のバラつきが大学入学後、一般教育段階に支障を及ぼすことにはならないか、といった意見があつた。

地域割りの問題については、従来要望のあつた岐阜県の高山地区の受験生を富山県側に移す件について協議を行った。これについては、先に国大協が申し合せた地域割り変更に関するガイドラインおよび同様の問題を抱える他地区との均衡ということも考慮のうえ協議した結果、従来通りとすることとした。

なお、傾斜配点の問題については、各大学でそれぞれ前向きに考えてはどうかといった程度の感触で、具体的な議論は行われなかった。

- 東北地区では、入試教科目改訂の問題について「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」の内容説明をもとに協議を行ったが、各大学ともこれについての検討組織が設けられ、アンケート調査の問題も含め検討がすすめられているようである。この内容説明に対して特別に意見はなかったが、60年度以降の入試教科目改訂に伴う大学の教養課程教育のあり方について、今後国大協で対応策を検討し示してほしいという希望と、2次試験のための検討用として来年度版の高校教科書、特に「現代社会」の入手を早められないか、との希望意見がでていた。

なお、傾斜配点の問題については、ある教科を0評価することはできないことになっているが、その評価の下限の数字を示してほしいとの意見があった。

- 北海道地区では、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について」等の説明をもとに入試教科目改訂の問題について協議

を行った。入試教科目案について否定的意見はなかったが、「社会」の試験の方法、職業高校から受験する際の数学や英語の問題、などに関し質問があった。

概ね以上のような各地区連絡協議会の状況報告があり、これについて意見の交換が行われた。

以上のほか委員長より、国立大学の推薦入学のあり方について、地域を限定した（大学の所在する同一都道府県内）推薦入学制度について近く検討を行いたい旨の提起と、松井委員より、職業高校からの大学受入れの問題について、入試センターの試験教科目等調査研究委員会で職業高校における教科科目の履修状況、各大学の職業高校からの受入れの実状等の資料をもとに検討の要否について審議が開始されている旨の報告があり、最後に、各大学の試験問題検討のための57年度版高校教科書の入手配布等に関して協議が行われ、本日の会議を閉会した。

次回 10月8日(木) 14:00~16:30

(その後専門委員会開催日は10月14日(水)に変更になった。)

日時 昭和56年9月25日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 畑委員長

有江, 荒井, 梅津, 松田, 大石, 阿部, 諸星,

宮沢, 高安, 高梨, 武藤, 阪田, 後藤, 砂田,

中塚各委員

望月, 平間, 荻原, 舟橋各専門委員

(文部省) 阿部大学局審議官, 大崎学術国際局審議官, 齊藤人事課長, 斎藤大学課長, 前畑医学教育課長外2名

第6常置委員会

畑委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに就任された荻原博達専門委員(千葉大学事務局長)の紹介があり、ついで次のように挨拶があった。

本日お諮りする議題はご案内のとおり多々あるが、予算・定員等について厳しい情勢にあるため、特に文部省より関係官のご出席を願い説明を伺うことにした。そのような事情から議題の順序を変更し、まず第5議題の「第6次定員削減(特に教官・看護婦等)について」から始めることにしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

1. 第6次定員削減(特に教官・看護婦等)について

これについて齊藤人事課長より、第6次定員削減計画の決定に至るまでの経過ならびにその後の状況について配付資料「行政改革に関する第1次答申(抄)」、「行財政改革に関する当面の基本方針」(閣議決定)、「第5次定員削減について」、「欠員不補充措置、第1次~第5次定員削減計画による文部省の定員削減数」等を基に詳細な説明があった。

以上の説明に関して次のような質疑応答があった。

- 定員削減(以下「定削」という)率が、文部省全体として3.62パーセントということであるが、これは人数にすれば何名になるのか。
- 定削の人数は4,797名になる。
- 5年間に削減される教官数は307名ということであるが、これは大学の教官だけの人数であろうか。
- この数は、附属学校の教員も含めた総ての教官を対象とした人数である。
- 学年進行中の大学についても一律に削減されるのであろうか。
- 学年進行中の定削については、学年進行が完了した時点から計算されることになる。
- 建設途上にある新設大学の職員の削減の問題についてであるが、これらの職員数については、修正減と定削減という2つの条件が重なって計算されるのであろうか。
- 新しい大学(新たに設置する大学)の新規定員については、修正減が実際には行われている。しかし、既設の大学にあっては、既に従来からの定削としてそれ以上に負担が掛ってきているわけである。そこで、今後は新しい大学も同様に定削の適用を受けることにな

る。

- 第5次定削の削減率は平均4.2%であるが、大学の事務系職員の削減率は7%以上となっている。これは教官の削減が0であることのしわ寄せであろうか。
- 定削の割当率は職種によってランクがある。それらを総合したものが平均削減率であり、一般の職員の削減率はそれより高いものになる。

おおむね以上のような質疑があつて、定員削減に関する問題の協議を終わった。

2. 昭和57年度概算要求事項について

これについて阿部審議官より次のように説明があつた。

57年度の概算要求に当っては二つの点で厳しいものがあつた。その一つは、0シーリングという大変厳しい枠組みが課されているという事情のもとに行われるというものであつて、学年進行で当然増となる予算のようなものでも既定経費の枠のなかでこれを消化しなければならないというような状況である。従つて新規の事項を要求するためには、他のところを削らなければならないという苦しい予算編成であつた。しかし、このような状況のなかであつても、国立大学全体の予算の姿を歪めたかたちのものにならないために、いろいろ工夫をこらして努めたつもりである。

もう一点は、定員関係の要求の枠組みのことであるが、これについては、前年度要求の半分に押さえるということである。前年度の国立学校関係の定員増の要求は5,000名あまりであつたが、本年度はその半分の2,500名の定員増の要求しかできないというわけである。ところが、国立大学関係では学年進行に伴う自然増、

それに新設医大の附属病院の新設の年次計画の定員増等だけを合わせても既に約3,000名を必要とすることになる。このような状況のなかでいろいろ工夫をこらし、各大学からの新しい要求に対しても幾分でも応じなければならないということで、その遣り繰りには大変苦労した。このようなことで満足 of いくような予算編成にはならなかつたと思うが、その辺の状況をお含みのうえご協力願いたい。

以上のような前置きがあつたのち、配付資料「昭和57年度概算要求重点事項」ならびに「昭和57年度国立大学入学定員増加予定数等」を基に詳細な説明があつた。

以上の説明に関し次のような質疑応答が行われた。

- 臨時行政調査会（以下「臨調」という）では、今後の作業として、来年度に向けて最終答申をまとめることになると思うが、文教政策上の大学に関わる問題としてどのような問題が議題になると考えられるのか。
- 現在、臨調では中間答申後まだ具体的な議論の段階というところまでには至っていない。ただ窺い知るところでは、いくつかの部会を設け、それぞれの部会で議論が始まつたところであつて、現在はどのようなテーマを取り上げようかというような段階のようである。

従つて、おそらく近日中に取り上げるテーマが決まるのではないかとと思われる。そのなかで文教についても何かをやるようとしていることだけは確かのようなのである。

- 臨調では、今度の中間答申ができるまでの議論の過程で、大学の農学部が多過ぎるのではないか、大学に附属病院は必要であるのか、

あるいは附属学校はなくてもよいのではないか、というような意見があったようだが、それらの問題はどうなったのか。

- 答申が出る前にはいろいろな意見が出されたが、それらの問題は答申には盛りられなかった。
- 現在、臨調では学術関係の問題を文教とは別に科学技術の問題として扱い、これを総合調整するという課題を取り上げているようである。これについて文部省としては、大学における学術研究は基礎研究という特殊性を持っているので、科学技術の観点からの研究の一元化あるいは計画性の強化ということだけでは律しきれない面があるのではないかとの受け取り方をしている。臨調におけるこの問題の議論の展開次第で、国大協の意見も伺いたいと思っている。

おおむね以上のような質疑応答があったのち、つづいて大崎審議官から国際学術局関係の「昭和57年度概算要求重点事項」を基に次のような説明があった。

学術国際局としても予算編成は厳しい状況にあるが、時代の要請に基づく科学技術振興関係のもの、国際交流促進に関するものなどは特別枠を考えて対処することになっている。

以上のような前置きののち、資料について詳細な説明があり、これに関し次のような意見の交換が行われた。

- 中国からの留学生についてであるが、今後ともこのような留学生の増員はあるのか。
- 中国の留学生については、現在のところ数を増してほしいという要請はない。しかし、正規の大学院生を受け入れてほしいという話

がでてきているようである。

- 在外研究員として中国に行く者は増えているか。中国側の受入れの態度はどうか。
 - これについては昨年、日本国と中国との間で第1回の文化協定が結ばれた。その際に研究員の受入れについては、日本側から中国側に対して配慮方を申し入れてある。従って、もし具体的に希望者があるような場合に、中国側との直接の話し合いがスムーズにいかないというようなときには、文部省の方へ連絡をとってもらいたい。そうすればその方面の関係機関へ連絡し、できるだけ努力をしたと思う。
 - 受託研究制度の見直しという問題についてであるが、これはどのような状況にあるのであろうか。
 - これについては、学術審議会のなかに「社会的連繋に関する小委員会」というものを設けて、その方の議論が進められている。従って、現在の見通しでは来年早々にはこの結論が出るのではないかと思う。
- 以上をもって57年度の概算要求に関する議題の協議を終了した。

3. 前回以後の経過報告について

これについて委員長より次のように報告があった。

(1)臨時行政調査会の第1次答申に対する対応について

臨調への対応については、去る6月総会の際に来年度予算に関する要望書を提案し、その承認を得て臨調はじめ関係機関にこれを提出したが、これは臨調の正式な見解が出る以前のものであった。その後7月10日に臨調の第一次答申が出されたので、これの対応について去る8月

6日に小委員会を開いて協議し、その結果何らかの意思表示をすべきであるということになったので、急速く臨時行政調査会「第一次答申」に関する要望書を作成した。しかし、この問題は緊急を要することでもあったので、取り敢えず会長、副会長の承認を得て、8月11日に香月副会長と同道し行政管理庁、大蔵省、文部省へ提出した。従って、この件は事後承認のかたちになるがご了承をお願いする。

(2)当委員会が受理した要望書について

国大協宛に各方面から提出された要望書は、それぞれ関係委員会に回付されるが、その内容については理事会や総会でも詳しい紹介はない。しかし、これらの要望書の中には重要な問題を含んでいるものもあるので、それらについては委員会で報告することにしたい。今回受取ったものは次のようなものである。

①<国大協の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望」支持する声明>京都大学教官有志1,081名連署のもの。

②国立農水産関係大学学部長協議会からのもの。

要望事項(実験動物経費の予算措置について、農学系(第6部)審査の科学研究費に関し交付内定通知の早期実施及び交付期間の延長に関する特別措置について、全国大学附属農場協議会の要望事項について)

③国立大学一般教育担当部局協議会からのもの。

要望事項(一般教育等の教官定員増及び関連事務組織の整備、非実験科目の実験化、一般教育の建物の必要面積の改訂)

④国立大学工学部学長会議・総会からのもの。
要望事項(予算の増額について、助手の待遇改善について、大学院博士課程設置促進

について、文部省在外研究員及び国際研究会派遣研究員の拡充について、汚水廃液処理施設要員の特殊勤務手当について)

⑤国立9大学理学部長会議からのもの。

要望事項(国立大学教官、国立大学技術系職員、国立大学事務系職員の定員削減停止の要望)

⑥国立医科大学学長会議からのもの。

要望事項(新設医科大学における定員の確保等について)

以上のような要望書の提出があったが、これらについては単にここで紹介するだけでなくその内容を整理して、特別会計制度協議会の席上などで文部省側に要望したい。

4. 人事院における公務員給与の見直しの問題について

これについて委員長より次のように述べられた。

国立大学教官等の給与問題については、これまで当委員会は高梨委員を中心に給与問題小委員会において検討されている。ところで、去る6月の総会にも報告したとおり、人事院では昨年からの公務員給与制度の全面的な見直しということに着手しており、本年度は民間給与のより詳細な実態調査、特に信賞必罰のあり方等も調べるという状況のようである。そこで、この際に国大協としては、予てから要望している研究技術専門官制度の新設を含め大学の特殊性からみた給与問題について、要求すべき事項を整理して対処してゆきたいと思う。

つづいて、高梨委員より次のような補足説明があった。

先に国大協から文部省へ提出した要望書(研

究技術専門官制度の新設に関する要望書) (53. 11. 29) の内容については、文部省の方でこれを検討し、人事院の方へもある程度の話を通じているということである。そこでこの機会に、この問題も含めて見直されるのではないかと思う。

以上の説明ののち、これに関して次のような意見の交換があった。

- 研究技術専門官制度については、政府直轄の研究所の方でも同じような問題を抱えているということもあって、人事院の方へはその方面からの要望も出ているようである。そこで国大協はこれらとの足並みを揃えることが、より効果的ではなからうか。
- 国立大学においては、研究技術専門官に該当する者は現在、教育職、研究職、行政職という各分野の職種に分類されていて非常に複雑な関係におかれている。従って、その辺の調整がうまくいくかどうかは疑問であるが、いずれにしても国大協から文部省へ提出している要望書のような「研究技術専門官制度」という制度を新設して、これらを一本にまとめることにしてはどうかということが、この要望の基本的な原則である。
- 人事院で公務員給与の全面見直しの問題で最も問題にしているのは、行政職(一)の分野であると思う。これは、すべての職種の職員を行政職(一)が抱えているというかたちになっているからである。そこで、これをどういうふうに分類していくかということが大きな課題であろう。それと、今回の人事院勧告にも示されている勤務評定の問題についてであるが、これに関わる特別昇給を、従来のように実際には機械的に割り当てるような運用の仕

方があってはならないということがある。

この狙いは人事院が勤務評定を強化しようというのであろうか。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、この問題の取り組み方について委員長から次のように述べられた。

この公務員給与の見直しの問題については、その他にもいろいろの問題があるので、近いうちに給与問題小委員会を開催して問題点を絞り検討することにした。

5. 授業料問題について

これについて、委員長より次のように述べられた。

授業料問題については、もっと理念的な問題を掘り下げて議論していく必要があると思う。そのためには、本日は時間的にも無理なので、いずれ検討する機会を改めて設けてこの問題に取り組むことにしたい。

6. その他

○ 九州地区学長会議の要望について

これに関して、中塚委員(大分医科大学学長)より次のような報告があった。

去る9月21、22日に九州地区の学長会議が開かれた。その際に、第6常置委員会に関する問題として次の2つの要望事項が提起された。

第1は、第6次定削についてであるが、これまで定削の対象となっていなかった教官・看護婦がその対象のなかに含まれることになった。これは大学にとっては非常に困る問題であるので、何らかの対策を講じてほしい。

第2は、教育系大学から出された要望であるが、今回の人事院勧告の完全実施の可否がいま

政界で問題にされているので、国大協としてこの問題について関係方面に働きかけてほしいということである。

以上のような要望があったので取り敢えず口頭をもってお伝えし、ご配慮をお願いする。

これに対して委員長より次のように述べられた。

人事院勧告の完全実施に関する問題は、国立大学だけでなく全省庁に関する問題であり、国大協としてはこの問題について直接陳情する

ということは差控えたいと思う。

以上をもって議題の審議を終わったが、関連して産学協同の問題、教官の定削の割り振り方等の問題について若干の意見交換が行われた。

次回 給与問題小委員会

10月9日（金）13：30～16：00

親委員会

11月10日（火）16：00～17：30

諸 会 合

(昭和56年7月～9月)

- 7. 3(金) 13:30 教養課程に関する特別委員会小委員会
- 7. 4(土) 11:00 日教組との会見
- 7.17(金) 13:30 教員養成制度特別委員会小委員会
- 7.20(月) 14:00 入試教科目改訂専門委員会

- 8. 6(木) 13:30 第6常置委員会大学財政小委員会

- 9. 3(木) 13:30 就職問題懇談会設置準備会
- 9. 4(金) 13:30 教養課程に関する特別委員会小委員会
- 9. 7(月) 13:30 図書館特別委員会小委員会
- 9.10(木) 13:30 第1常置委員会
- 9.21(月) 13:30 教員養成制度特別委員会小委員会
- 9.25(金) 13:30 第6常置委員会

小さな政府・大きな悲観

名古屋大学経済学部教授
 (社会構造変動論)
 城島 国弘

*

M・フリードマンは、「選択の自由」の中で小さな政府はお買い得、大きな政府はご損ですと、商品テストよろしく親切にアドバイスしている。肥満児たちにスネを噛られっ放しの善幸サンは早速とび付いておすすめ品を買う気らしい。もっとも命がけだそうだからお可哀相な話で茶化すには気が引ける。そこで大先生のアドバイスに一寸ばかりイチャモンを付けようという次第である。

大先生のいわれる「お買い得、お買い損」の話はよくわかる。だがホントにその気さえあればどんな国でも「小さな政府」が買えるのだろうか？ つまり「選択の自由」はどの国にもあるのか？ これがそもそも問題である。

資本主義は自由競争がなければ育たない。だが競争だから必ず勝者と敗者が出る。負ければ自由市場から脱落する。もし色とりどりの自由市場が十分沢山取り揃えてあって、ある市場では負けても別の市場では勝つといった具合に、敗者復活の機会が参加者全員にとって十分沢山あれば、結果として全員が勝ち組なのだから泣き組は一人もいなくなる。なお念の為に申し添えると、自由市場での競争は百米レースなどとは違って共通一次試験のようなものであること、そこでの敗者は足切りでオミットされた者に相当すること、しかも市場に参加しているかぎり四六時中試験と足切りが行われているという特殊なものであることは知って置く必要がある。したがって、「勝ち組ばかりなら競争にならぬ」という論理的矛盾が生じることはない。

ところでこの敗者復活が十分に行われるという保障は何処にもない。それは資本主義の活力如何に懸っている。この活力はスケールの他にまた財の付加価値をより高める方向へのフロンティアの開拓能力でもある。またこの意味での上方シフトが可能であるためには、労働力の質や人間関係までも含めた広い意味でのインフラストラクチャーという肥料が必要である。しかも付加価値の高度化と共にこの肥料は増々多投せねばならない。この敗者救済と肥料投入が社会と政府の役割である。そして社会がその能力を失うほど政府は大きくなる。

とすれば「小さな政府」を選ぶには、それだけ社会の負担能力を高めねばならない。それには核家族化や一億総中産化などの方向を逆転させねばならない。だが果してそれは操作可能か？ こう考えると「選択の自由」の余地は実は極めて小さいと云えるだろう。善幸サンは残念ながら頓死なざる他はないようだ。

資 料

臨時行政調査会「第一次答申」に関する要望書

昭和56年 8月10日

国立大学協会会長

平 野 龍 一

国立大学協会は、昭和57年度予算編成に大きな影響力をもつ臨時行政調査会の審議経過に重大な関心をもち、その過程で報道された若干の重要事項につき、強い危惧の念を表明し、慎重に検討されることを要望してきました。このことに対し、大臣および当局において種々配慮をたまわっていることについては、深く感謝しております。

しかし、残念ながら、7月10日に提出された同調査会の「行政改革に関する第一次答申」は、当協会の要望を全く受け容れることなく、当協会が危惧の念を表明した事項を昭和57年度予算編成に実現せしめるよう要請するに至っています。このような事態に際し、当協会は、「答申」に示された若干の重要事項につきあらためて意見を表明し、大臣および当局の格段のご配慮を重ねて要望いたす次第であります。

「答申」は、一般的な支出削減の方策の一部として、国立大学の予算・定員等についても、経費の縮減と行政の効率化を図ることを要請しています。

しかし、前の要望書でも述べましたように、国立大学が国民の期待と社会の要請に応じて、その責務とする教育・研究の水準を維持し、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせにできないことであり、そのためには、長期的観点から十分な予算措置を講ずる必要があります。ところが近年、国立学校特別会計収入の中で一般会計からの繰入金の伸び率が鈍化し、国立大学予算の伸びが物価・公共料金の上昇に追いつかないために、国立大学予算は実質減の状態に立ち至っています。

一時的な財政再建等の理由から、国立大学予算のこれ以上の縮減を図ることは、当面の教育・研究の水準の維持を困難にするだけでなく、取り返しのつかない禍根を将来に残すものと言わざるをえません。当協会は、むしろ、とくに長期的観点から基礎的研究の水準を維持するために、教官当積算校費・教官研究旅費を中心とする基準的経費の増額を要望するものであります。

「答申」は、具体的に、国立大学運営費等について、大学・学部等の新增設を原則として見送るとともに、施設設備費の縮減ならびに学生納付金の引上げや附属病院収入等の自己収入の増収を図ることを求めています。

まず大学・学部等の新增設の見送りについては、最近新增設された、あるいはすでに調査費等がついて新增設が準備されている大学・学部・附属病院等は、いずれも現代の社会の要請に応じ

て長期的観点から計画的に新增設が図られたものであり、もしこれらの計画が一時的な財政支出削減のため中断されるならば、国家的見地からみた高等教育と学術研究の振興に重大な支障を来たさざるをえないことは、前の要望書で述べたところであります。

授業料等の学生納付金の引上げについても、国立大学の授業料等が、教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましく、また国と社会を最大の受益者とする国立大学の教育にとって、単純な受益者負担の原則の適用やコスト主義の導入は認めがたいこと、そして実際にも最近数年の増額によってその負担はすでにかなりの水準に達しており、単なる収入増の観点からその引上げが図られてはならないことは、すでに述べたとおりであります。

「答申」はまた、育英奨学事業についても、同じく財政支出の削減という観点から、高等教育に対する助成等の見直しに対応しつつ、外部資金の導入による有利子制度への転換、教職員に就職した者等に対する返還免除制度の廃止等を図ることを求めています。

日本育英会の発足以来30数年にわたり、その育英奨学事業は、優秀でありながら修学困難な学生に学資を貸与して教育の機会均等を図り、わが国の学術文化の発展に資するとともに、多数の有為な人材を各界に送り出して今日の日本の発展の基礎をつちかってきました。この永年にわたって重要な社会的使命を果たしてきた育英奨学事業は、今日、より一層の拡充こそ必要であれ、決して後退させてはならないものであります。もともと育英奨学事業は、とりわけ国家的なそれは、その本来の使命からして、一般の融資事業と異なって市場経済の原理になじまないものであり、有利子制度の導入は育英奨学事業の本来の使命を根底からくつがえすものであります。また、優れた教員・研究者等の確保がますます困難になっている今日、教員・研究者等に就職した者に対する返還免除制度は、是非とも存続させる必要があります。

「答申」の中でとくに強い危惧の念を抱かせることは、これまで合理的な理由から削減の対象から除外されてきた教官・看護婦等をも、定員削減措置の対象に含めることを求めていることであります。

教官定員は、それぞれの教育研究分野の必要に応じて、専門分化した講座・学科目に配置されており、したがって定員の流動化も極めて困難であり、もし削減により特定分野の教官定員が欠落するならば、全体としての大学の教育・研究の遂行に重大な支障を来たすことになります。すでにこれまでも、厳しい定員抑制の下で、時代の要請による講座等の新設に際し振替等の措置を余儀なくされ、助手・助教授を欠くいわゆる不完全講座が生じています。これ以上教官定員を削減するならば、大学の教育研究能力を低下させるとともに後継者養成に支障をもたらすことは疑いえないところであります。またすでに各国立大学においては、定員抑制の下で、学問の進歩と社会的要請に応じて教育研究組織の改編を自主的に進めていますが、一律の教官定員の削減は、このような大学の自主的な改革を妨げるおそれがあります。

看護婦等医療職員が今日著しく不足しており、削減よりもむしろその増員が緊急に必要とされていることは、周知のところであります。

定員削減は、もっぱら行政の簡素化・効率化、定員配置の合理化という観点から求められてい

るものであって、もともと行政の効率化になじまない大学教官・看護婦等を一般行政機関の職員と同様に取扱うことは、全く合理的根拠を欠く措置であり、絶対に容認することができません。

なお「答申」は、国立大学教官の配置基準の合理化に関して、非常勤講師の活用をうたっていますが、教育と研究が分かちがたく結びついている大学においては非常勤講師はあくまでも補足的制度にとどめるべきであり、また、非常勤講師制度を活用しようとしても講師手当等の不足のためにそれを十分に活用しえないでいるのが現状であります。

以上、臨時行政調査会の「第一次答申」に示された昭和57年度予算編成にかかわる重要事項に関して、当協会の見解を述べてきましたが、一時的な財政支出の削減のために、長期的視野に立って不断にその向上が図られるべき大学の教育・研究に禍根を残すような予算・定員措置をとられることがないように、重ねて強く要望するものであります。

(要望書提出先： 田中 文部大臣
 渡辺 大蔵大臣
 中曽根 行政管理庁長官)

実験室の壁を突き抜けて

北海道大学文学部教授
(実験心理学)
相 場 覚

*

運動知覚、つまり何か動いているものを見てそれについて何等かの判断を下すということは我々が常に行なっていることである。もちろん心理学でもこの分野で色々の研究がなされて来た。神経生理学の分野でも同様である。しかし運動の最も重要であるはずの軸、すなわち自己方向またはそれと反対の方向の運動（接近運動と後退運動）についての研究は意外と少ない。一つにはこれは従

来の実験室では装置上の制約からこのような運動を作りにくかったためであろう。その上自己方向の運動は情報が少ない。せいぜいそれは異なった距離にある対象の見えの大きさぐらいだろう、という考えが支配的であった。もしそうならばそれは見えの大きさと距離の問題であり、これまた心理学ではかなり広く研究されて来たものである。しかし最近我々の研究室でコンピュータを使って、近づく対象の大きさの変化を忠実に表わして実験をしたところ、我々は対象の大きさそのものというよりその（大きさの）変化のダイナミックな特性を手がかりとして、対象の速度のみならずその対象が自分のところまで到達する時間などを判断していることがわかった。ひとこと言え、それは瞬間瞬間の視覚像の変化率（むずかしく言えば大きさの時間導関数による値）である。このようなダイナミックな変化によって起されるものの類としては三半器官の反応がある。奇しくもともに運動に関係のあるものである。ところでこの運動知覚の特性は生得的なものであるらしい。我々の所での研究ではないが、英国のエディンバラ大学の研究者は、生れて数週間の乳児達に彼等にむかって近づく物体の影を見せたところ、それが影だけであるのに驚愕の反応を示した。しかもより近くで動くものの影に対してこの反応が著しかった。

我々の研究によって今まであまり省みられなかった自己方向の運動について一つの知見が得られた。この研究は今も続いている。しかし我々がどんなに頑張ってもそれは実験室の壁の中でのことである。同じような研究がもっと具体的な場面、たとえば野球の選手が飛んで来る球にバットを当てるタイミング、あるいは歩行者が道を横切ろうとする時に向うから来る自動車の速さについての判断などなどについてもなされ結論が出なければならない。それでこそ行動科学の一分野としての心理学の役割と言えるのではないだろうか。

（附記：本学では昭和52年から行動科学科が発足し、実験心理学はその組織の中で研究活動を行なっている。）

そ の 他

学長等の異動

○学長の交代

| (大 学) | (前 任) | (新 任) |
|-------|----------------|---------|
| 東京外国語 | 坂 本 是 忠 (事務取扱) | 鈴 木 幸 寿 |
| 東京工業 | 斎 藤 進 六 | 松 田 武 彦 |
| 信 州 | 加 藤 静 一 | 北 條 舒 正 |
| 名 古 屋 | 石 塚 直 隆 | 飯 島 宗 一 |
| 九 州 | 神 田 慶 也 | 田 中 健 蔵 |
| 九州工業 | 浅 原 照 三 | 井 上 順 吉 |

○委員長の交代

| (委員会) | (前 任) | (新 任) |
|-------------------|----------------|---------------|
| 第2常置委員会 | 斎 藤 進 六 (東工大) | 猪 初 男 (新潟大) |
| 教養課程に関する 特別委員会 | 神 田 慶 也 (九州大) | 須 甲 鉄 也 (埼玉大) |
| 医学教育に関する 特別委員会 | 石 塚 直 隆 (名古屋大) | 猪 初 男 (新潟大) |

○委員の交代

| (委員会) | (前 任) | (新 任) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 教員養成制度 特別委員会 | 竹 山 晴 夫 (広島大) | 小 西 俊 造 (山口大) |
| 特別会計制度 協 議 会 | 吉 田 寿 雄 (文部省大学局 管理局長) | 柳 川 覚 治 (文部省大学局 管理局長) |

○委員の委嘱

特別会計制度協議会 飯 島 宗 一 (名古屋大学長)

○専門委員の交代

| (委員会) | (前 任) | (新 任) |
|-----------|----------------------------|------------------------------|
| 特別会計制度協議会 | 島 田 治 (文部省大学局高 等教育計画課長) | 十文字 孝 夫 (文部省大学局高 等教育計画課長) |

○専門委員の委嘱

入試教科目改訂専門委員会 宮崎 荘平 (新潟大学人文学部教授)

坂本東京外国語大学長には去る9月17日すい臓がんのため逝去されました。ここに慎んでご冥福をお祈りいたします。

寄贈図書

- 教育と情報 9月号 (文部省)
- 厚生補導 8月号 (文部省)
- 産業と教育 8月号, 9月号 (産業教育振興中央会)
- I D E 9月号 (民主教育協会)
- E S P 10月号 (経済企画庁)
- 青少年問題 9月号, 10月号 (青少年問題研究会)
- アジアの友 8月号 (アジア学生文化協会)
- みんぱく 9月号 (国立民族学博物館)
- 会報 第44号 (大学基準協会)
- セミナー・ハウス 第74号 (大学セミナー・ハウス)
- 公立大学実態調査 昭和56年度 (公立大学協会)
- 学士会会報 第752号 (学士会)
- 大学研究ノート 大学医学教育に関する文献目録/科学社会学の研究 (広島大学)
- 学校安全 第53号 (日本学校安全会)
- 国立国際美術館年報 昭和52年—昭和54年 (国立国際美術館)
- 東京農工大百年の歩み (東京農工大学)
- 写真集 大阪大学の50年 1981 (大阪大学)
- 教育工学研究所研究報告 第9号 (東海大学)